

山形市議会政務活動費の手引 新旧対照表

使途基準項目の取り扱い例

【現 行】（政務活動費の手引 P 11）			【改 正 後】（政務活動費の手引 P 11）		
◎調査旅費 ○使途基準 議員の行う政務活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）			◎調査旅費 ○使途基準 議員の行う政務活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）		
	○支出できる経費	▲支出できない経費		○支出できる経費	▲支出できない経費
交通費、旅費	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	交通費、旅費	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
宿泊費	宿泊に要する経費 ※実費とし、「市の旅費規程」で算出した金額を上限とする（市条例により、 <u>14,800</u> 円）	朝食代 朝食代が不明の場合は、相当額として 1,000 円を宿泊料金から控除する。 朝食代無料の場合は、確認できる書類を添付する。	宿泊費	宿泊に要する経費 ※実費とし、「市の旅費規程」で算出した金額を上限とする（市条例により、 <u>16,500</u> 円）	朝食代 朝食代が不明の場合は、相当額として 1,000 円を宿泊料金から控除する。 朝食代無料の場合は、確認できる書類を添付する。
その他	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	その他	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

※適用日は令和 6 年 8 月 1 日とする。